

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 令和3年職員の給与等に関する勧告の概要

- (1) 月例給 据置き
- (2) 特別給 年間の支給月数を期末手当から0.15月引下げ

2 改正理由及び内容

特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、期末手当の支給月数を次のとおり引き下げる。

			年間支給月数		
			現 行	令和3年度(案)	令和4年度以降(案)
再任用 職員 以外の 職員	管理職員 以外の職員	期末手当	2.55	2.40(0.15)	2.40(0.15)
		6月	1.125	1.125(----)	1.05(0.075)
		12月	1.175	1.175(変更なし)	1.10(0.075)
		3月	0.25	0.10(0.15)	0.25(変更なし)
	管理職員	期末手当	2.15	2.00(0.15)	2.00(0.15)
		6月	0.925	0.925(----)	0.85(0.075)
		12月	0.975	0.975(変更なし)	0.90(0.075)
		3月	0.25	0.10(0.15)	0.25(変更なし)
再任用 職員	管理職員 以外の職員	期末手当	1.40	1.35(0.05)	1.35(0.05)
		6月	0.625	0.625(----)	0.60(0.025)
		12月	0.675	0.675(変更なし)	0.65(0.025)
		3月	0.10	0.05(0.05)	0.10(変更なし)
	管理職員	期末手当	1.20	1.15(0.05)	1.15(0.05)
		6月	0.525	0.525(----)	0.50(0.025)
		12月	0.575	0.575(変更なし)	0.55(0.025)
		3月	0.10	0.05(0.05)	0.10(変更なし)

令和3年度分の引下げは、令和4年3月期末手当において行う。

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・再任用職員以外の職員 4.60月 4.45月(0.15月)
- ・再任用職員 2.40月 2.35月(0.05月)

3 施行期日

- (1) 令和4年3月に支給する期末手当に係る改正 公布の日
- (2) 令和4年度以降に支給する期末手当に係る改正 令和4年4月1日